

ID: 258

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	国民健康保険料の延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第19条第1項		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (延滞金) 第19条 世帯主は、納期限後に保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を保険料と同時に納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の規定による延滞金を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び附則第3条の規定による。 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 263

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	国民健康保険料の過料		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第22条から第24条まで		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (過料) 第22条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 第23条 世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第24条 偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文及び第25条の規定による。 第25条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付する日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 264

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	減免又は徴収猶予の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例施行規則 第24条第1項		
例 規 番 号	昭和39年規則第2号		
【根拠条文】 (減免又は徴収猶予の取消し) 第24条 減免又は徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免又は徴収猶予を取り消し、その額を一時に徴収する。 (1) 偽りの申請その他不正の行為により、減免又は徴収猶予をされたとき。 (2) 資力が回復したため、減免又は徴収猶予することが不適當であるとき。 2 前項の規定により減免又は徴収猶予の取消しをしたときは、一部負担金、保険料減免(徴収猶予)取消通知書によつて通知する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 266

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	後期高齢者医療保険料の延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成20年条例第17号		
【根拠条文】 (延滞金) 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 【基準】 根拠条文及び附則第3条の規定による。 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 267

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	後期高齢者医療保険料の過料		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条		
例 規 番 号	平成20年条例第17号		
【根拠条文】 (過料) 第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第8条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(本市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文及び第9条の規定による。 第9条 前2条の過料の額は、情状により市長が定める。 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日